

大阪市と特定非営利活動法人ここから 100 との包括連携に関する協定書（淀川区）

大阪市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ここから 100（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、区民サービスの向上と大阪市淀川区区内における地域の一層の活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、区民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 安全・安心に関すること
- (2) 地域の活性化に関すること
- (3) 子育て・教育に関すること
- (4) 高齢者支援に関すること
- (5) 健康・福祉に関すること
- (6) その他目的達成のため必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第 3 条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する 1 か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から 1 年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第 5 条 甲及び乙は、第 2 条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の

責務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有する。

令和6年5月24日

甲：大阪市淀川区十三東2丁目3番3号
大阪市
協定締結担当者 淀川区長
(自署)

乙：大阪市淀川区十八条2丁目15番1号
特定非営利活動法人ここから100
代表理事
(自署)